

厚生労働省群馬労働局発表  
平成29年12月26日

【照会先】

群馬労働局 雇用環境・均等室  
室長 千葉 裕子  
指導主任 丸岡 直樹  
電話 027-896-4739

## 無期転換ルールの特例に関する

### 申請をする場合はお早めに

～平成30年3月末日までに認定を希望する場合は平成30年1月までに申請を～

平成25年4月1日に改正労働契約法が施行され、無期転換ルール（※1）が規定されました。

施行から5年を迎える平成30年4月以降に、多くの有期労働契約者の方へ無期転換申込権の発生が見込まれています。無期転換ルールへの対応にあたっては、中長期的な人事労務管理の観点から、無期転換労働者の役割や責任の範囲、就業規則等の整備など、様々な検討が必要であり、まだ準備が進んでいない企業におかれましては、早期の対応が必要です。

また、無期転換ルールの適用に当たっては、有期雇用特別措置法（※2）による特例が設けられています。

特例を受けるためには、本社を管轄する都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

現在、この特例に係る申請が全国的に増加しており、認定を受けるまでには通常よりも時間がかかる場合があります。

このため、全ての都道府県労働局において、平成30年3月末日までに認定を受けることを希望される場合は、平成30年1月までに申請をしていただきますようお願いいたします（※3）。

※1 無期転換ルールとは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が、同一の事業主との間で更新されて通算5年を超えた場合、有期契約労働者の申込みにより、期

間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

※ 2 定年後引き続き雇用される有期契約労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

※ 3 ただし、申請件数や審査の状況によっては、平成30年1月までに申請をいただいた場合であっても、平成30年3月末日までに認定を受けることができない場合がございますので、ご留意ください。また、平成30年2月以降の申請については、認定が平成30年4月以降になる場合があります。

## 【別添】改正労働契約法のポイント

### 有期契約労働者の無期転換ポータルサイトのご案内

無期転換ルールについて詳しく紹介するポータルサイトをご用意しています。  
ルールの概要や事例紹介、国の支援策などの情報を掲載しています。

#### ■ポータルサイト URL

<http://muki.mhlw.go.jp>

#### ■主なコンテンツ

- 無期転換ルールの概要
- 無期転換制度の導入に当たってのポイントを解説
- 無期転換制度、多様な正社員制度を導入している企業の事例紹介
- 無期転換ルールの導入促進のために厚生労働省が行っている支援策を紹介
- 多く寄せられる質問についてQ & A

The screenshots show the following content:

- Homepage:** Features a banner about the 'Transfer Rule' and 'Job Security'. It includes links for 'Transfer Points', 'Introduction', 'FAQ', and 'Transfer Guide'.
- Transfer Points Page:** Titled 'Transfer Points', it explains the rule and provides a summary of the transfer process. It also includes a 'Transfer Guide' section.
- Q&A Section:** Titled 'Q&A Corner', it contains frequently asked questions and answers related to the transfer rule.



## 労働契約法の改正について～有期労働契約の新しいルールができました～

有期労働契約(※)の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようになりますため、労働契約法が改正され、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。

※有期労働契約…1年契約、6か月契約など契約期間の定めのある労働契約のことをいいます。

有期労働契約であれば、パート、アルバイト、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、対象となります。

### 改正労働契約法のポイント

#### 3つのルール

##### I 無期労働契約への転換

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

##### II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。  
一定の場合には、使用者による雇止めが認められることになるルールです。

##### III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

#### 施行期日

II：平成24年8月10日（公布日） IとIII：平成25年4月1日

#### 参考：労働契約締結時の労働条件の明示

労働基準法施行規則第5条が改正され、労働契約締結時に、契約期間とともに「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」も書面の交付によって明示しなければならない事項となります（平成25年4月1日から施行）。[こちらのページ](#)もご覧ください。

#### 参考：高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後引き続き雇用される有期雇用労働者に対する労働契約法の特例について

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が公布され、(1)高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者、(2)定年後引き続き雇用される有期雇用労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主がその特性に応じた適切な雇用管理を実施する場合に、一定の期間については、無期転換申込権が発生しないこととする特例が設けられました（平成27年4月1日から施行）。

※ 詳細についてはパンフレット「[高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について](#)」[756KB]をご覧ください。

※ 特例の適用を受けるためには、対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店の所在地を管轄する都道府県労働局長に認定の申請を行う必要があります。申請に当たっては、次の様式をご利用ください。

また、記入例は上記パンフレット14頁、15頁をご参照ください。

- [第一種計画認定・変更申請書 \[78KB\] \(H29.12.1更新\)](#)
- [第二種計画認定・変更申請書 \[78KB\] \(H29.12.1更新\)](#)

【参考: 第二種計画認定申請をお考えの方へ】

有期特別措置法の概要や記載例、申請書提出時のチェックリストなどを作成しておりますので、ご活用ください。

- [有期特別措置法の概要\(第二種計画認定申請\) \[203KB\]](#)
- [申請～認定の流れ \[147KB\]](#)
- [記載例\(「高年齢者雇用推進者の選任」を行う場合\) \[481KB\]](#)
- [申請書提出時チェックリスト\(高年齢者雇用推進者の選任編\) \[105KB\]](#)

## 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要

平成25年の臨時国会で成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(※)に関する特例を設けるもの。

(※) 同一の使用者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。(労働契約法第18条)

### 主な内容

#### ①特例の対象者

- I )「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者
- II ) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

#### ②特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(現行5年)を延長

→次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

- ① I の者 : 一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間(上限:10年)
- ② II の者 : 定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

- ① I の者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等
- ② II の者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施

### 施行期日

平成27年4月1日

## 【重要】無期転換ルールの特例に関する申請をする場合はお早めに(事業主や人事労務担当者の方向け)

平成25年4月1日に改正労働契約法が施行され、無期転換ルールが規定されました。無期転換ルールとは、同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールのことです。

施行から5年を迎える平成30年4月以降、多くの有期契約労働者の方へ無期転換申込権の発生が見込まれています。無期転換ルールへの対応にあたっては、中長期的な人事労務管理の観点から、無期転換労働者の役割や責任の範囲、就業規則等の整備など、様々な検討が必要であり、まだ準備が進んでいない企業におかれましては、早期に検討・対応が必要です。

また、無期転換ルールの適用に当たっては、有期雇用特別措置法(※1)により、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

認定を受けるためには、本社を管轄する都道府県労働局(※2)に対し申請を行う必要があり、申請後、都道府県労働局において審査を行うため、申請から認定を受けるまでには一定期間を要します。また、審査の際に追加で資料提出が必要になる場合には、さらに時間がかかります。

現在、この特例に係る申請が全国的に増加しており、特に、管内に本社の多い東京、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、大阪、福岡労働局においては

申請が急増していることから、認定を受けるまでには通常よりも時間がかかる場合があります。

このため、全ての労働局において、平成30年3月末日までに認定を受けることを希望される場合は、平成30年1月までに申請をしていただきますようお願いいたします（※3）。

なお、申請いただいた順に審査を行いますが、申請内容や審査の状況により、認定は前後する場合がございますのでご了承ください。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

※3 ただし、申請件数や審査の状況によっては、平成30年1月までに申請いただいた場合であっても、平成30年3月末日までに認定を受けることができない場合がございますので、ご留意ください。また、平成30年2月以降の申請については、認定が平成30年4月以降になる場合があります。

厚生労働省では、『[無期転換ポータルサイトを開設](#)』しており、各企業が無期転換ルールへ適切な対応ができるよう様々な支援を行っており、また、特に係る申請書の作成・提出にあたっては、記載例、チェックリスト等をご用意しておりますので、是非これらをご活用ください。

ご不明な点は、本社を管轄する都道府県労働局に設置されている[「無期転換ルール特別相談窓口」](#)までお問い合わせください。

#### 【参考資料】

[○有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック](#)

[○専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要（第二種計画認定申請）](#)

[○高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について](#)

[○申請から認定を受けるまでの流れ（第二種計画認定）](#)

#### 【第二種計画認定・変更申請書の様式】

[○第二種計画認定申請書の記載例（高年齢者雇用推進を選任する場合）](#)

[○第二種計画認定申請書提出時のチェックリスト（高年齢者雇用推進を選任する場合）](#)

## 参考：大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について

研究開発能力の強化及び教育研究の活性化等の観点から「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等については、無期転換申込権発生までの期間（原則）5年を10年とする特例が設けられました（平成26年4月1日から施行）。